

## 入札公告の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	神奈川障害者職業能力開発校体育館（22）建築改修その他工事
工事種別	建築工事
工事場所(都県)	神奈川県
工事場所(市区町村)	相模原市 南区 桜台13-1
工事概要	<p>敷地面積 28,224 m<sup>2</sup></p> <p>1. 建物</p> <p>1) 体育館</p> <p>構 造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上1階</p> <p>建築面積：約 800 m<sup>2</sup></p> <p>延べ面積：約 700 m<sup>2</sup></p> <p>用 途：庁舎</p> <p>工事内容：防水改修、外壁改修、建具改修、塗装改修、 環境配慮改修 改修一式 電気設備 改設一式 機械設備 改設一式</p>
当事務所	横浜営繕事務所
① 公告日	① R4.6.13
② 申請書の提出期限	② <b>R4.6.20</b>
③ 開札日	③ R4.7.20
工期末	工期の始期から181日間
入札契約方式/落札方式	一般競争入札（標準型）/総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）

参加資格要件の概要	等級(ランク)	<u>建築工事C等級又はB等級</u>
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	<p>平成19年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の屋根改修(金属屋根に限る。)又は外壁改修を含む改修工事</p> <p>(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物(躯体、外装、内装の全てを含む。)の新築又は増築工事</p> <p><b>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。</b></p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記(ア)又は(イ)のいずれかの施工実績を有すること。</p> <p>上記(ア)、(イ)の実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事(地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
配置予定技術者の資格、工事経験等	<p>次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本発注工事に専任で配置できること。</p> <p>また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事委着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。</p> <p>監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす同種工事の経験を有すること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)</p> <p><b>(ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の屋根改修</b></p>	

		<p>(金属屋根に限る。)又は外壁改修を含む改修工事</p> <p>(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物(躯体、外装、内装の全てを含む。)の新築又は増築工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。</p> <p>当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事(地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上記(ア)又は(イ)のいずれかの工事経験を有していればよい。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>4) 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 「神奈川障害者職業能力開発校体育館(22)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 【工事の概要】

本工事は、神奈川障害者職業能力開発校（神奈川県相模原市南区桜台13-1）の体育館において、外壁、外部建具、屋上防水改修等を行うものです。本施設は築後30年以上が経過し、経年劣化による老朽化が著しく、施設利用に支障をきたしていることから改修工事を行うものです。

#### (1) 主な工事内容

- ・ 防水改修工事 折板屋根改修、屋上の防水改修
- ・ 外壁改修工事 クラック補修、仕上げ塗料の塗替え、軒天改修
- ・ 建具改修工事 外部建具の塗装、建具廻りのシーリング改修
- ・ 塗装改修工事 ドレン等金属部分の塗り替え
- ・ 環境配慮改修工事 外壁下地調整材の石綿除去
- ・ 電気設備改修工事 外壁改修に伴う電気設備改修
- ・ 機械設備改修工事 外壁改修に伴う機械設備改修

#### (2) 施工時期、施工条件

- ・ 外周全面に足場設置を想定
- ・ その他の仮設、養生、作業範囲については「仮設設備等計画図（参考図）」（K-1, 2図）、作業時間については現場説明書を参照。

### 【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

#### (1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・ 法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・ 発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

#### (3) 施工条件等の円滑な協議

- ・ 契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。  
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）
- ・ 施工数量調査の結果、契約図書と異なる場合は、監督職員と協議の上、設計変更等の措置を講じます。

#### (4) 工事関係図書等の効率化

- ・ 本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen\\_gijyutu00000018.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html)

#### (5) 週休2日促進工事の適用

- ・ 本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

#### (6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・ 本工事は余裕期間（任意着手方式）を設定しています。
- ・ 工事の始期を令和4年9月1日（工事着手期限）までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。